

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月25日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）において、昭和42年2月から昭和61年12月まで焼鈍炉及び油槽の操作業務に従事し、そのうち昭和42年2月から昭和50年3月までの約8年2か月の間、石綿製品である断熱部材を使用していた。

2 被災者は、平成18年10月24日、B医療機関に受診し、当初胸膜中皮腫を疑われ、その後組織検査により「肺癌」と診断され、療養を継続していたところ、○年○月○日、同病院にて死亡した。死亡診断書には、直接死因「肺癌」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。

なお、被災者は、上記作業に従事したことが原因で「悪性胸膜中皮腫」を発症したとして、平成19年3月12日付けで平成18年10月24日から○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したが、監督署長は、業務上疾病と認めなかった。

3 本件は、請求人が、被災者の死亡は石綿関連疾患である肺がん（以下、「本件疾病」という。）が原因であり、業務上の事由によるものであるとして特別遺族年金を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会の事実認定（被災者の石綿ばく露歴）

ア 請求人提出の「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」によると被災者が就労していた事業場は、決定書記載の事業場以外に会社C及び会社Dの2事業場が認められる。これら2社について調査したところ、被災者の就労状況と石綿ばく露状況は、以下のとおりであった。

イ 会社Cの回答は、「被災者は、昭和33年3月10日から昭和37年8月1日までの間E工場において、昭和37年8月1日から昭和42年2月10日までの間F工場において、圧延設備における加熱炉の運転操作の業務に従事していたが、石綿の取扱いについて、可能性は低いと考える。」というものであった。

しかしながら、F工場は、厚生労働省発表の石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧表に「石綿の取扱い 平成17年8月まで石綿の取扱量はごく少量であった」と記載されているところであり、被災者が同工場に就労していた間は、石綿にばく露した可能性があるとして認められる。

ウ 会社Dの回答は、「昭和62年7月10日から同年12月30日まで間の被災者が従事していた業務は不明、石綿のばく露も不明。」というものであった。

エ 以上のことから、被災者は、会社Cでの加熱炉の運転操作作業及び事業場

における焼鈍作業も含めて、昭和37年8月から同50年3月までの間の12年8か月の間石綿にばく露した可能性が認められる。

(2) 当審査会の判断

ア 石綿救済法に基づく特別遺族給付金は、決定書理由に説示のとおり、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象者とし、死亡労働者等とは、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている。そして、対象疾病として、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物、石綿によるじん肺症、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている。

イ 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号、改正平成25年10月1日付け基発1001第8号。以下「認定基準」という。）を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えることから、認定基準に基づき、以下検討する。

(ア) 被災者の傷病名

被災者は、肺がんを発症し、○年○月○日肺がんにより死亡している。

(イ) 石綿のばく露歴

被災者が石綿にばく露する作業に従事したのは、前記の事実認定のとおり12年8か月であり、10年を超えている。

なお、被災者の職歴から、認定基準に定める①石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品、②石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒のセメント製品の製造工程における作業、③石綿の吹付け作業のいずれにも従事した事実は認められない。

(ウ) 医学的所見

被災者の胸部X線検査、胸部CT検査については、平成30年4月3日付けG医師の意見書によると、「石綿肺の所見はなく、胸膜プラークはなく、石綿小体及び石綿繊維については計測未実施」とあり、H医師は、平成19年5月28日付け意見書において、「平成18年10月6日の胸部CT及び同年11月29日の胸部X線では、左胸水貯留と左中肺野に巨大な腫瘤影を認めるが、右肺に石綿肺の所見及び胸膜プラークは認めない。」

としていることから、被災者には石綿肺及び胸膜プラークはなかったものと判断する。

また、昭和62年12月における被災者のじん肺の管理区分は管理1であり、じん肺の所見はなく、これ以降、被災者が石綿にばく露する作業に従事した事実は認められない。

ウ 以上のことから、被災者に発症した本件疾病は、認定基準に定める石綿による肺がんということはできず、被災者の死亡原因である本件疾病は、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月19日